

緑の基本計画の改定について (資料 4)

1 事業概要

緑の基本計画とは、都市緑地法に規定されています。「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、公共公益施設だけでなく、民間の所有する区域も含めた緑の空間全体の緑化推進について、緑全般に関する取り組みを行政、市民、事業者などが一緒になって進めていくための指針となるものです。

2 現在の計画について

現在の計画期間は、平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度)で、めざす緑の将来像「未来につなぐ緑の都市づくり」の実現に向けて、目標を設定し、それを達成するための様々な施策を展開しています。

現在の緑の基本計画 2017～2026

● 緑の将来像

東海市では、未来を支える子どもたちが健やかに成長できるとともに、だれもがいいきと元気に暮らせる活気にあふれる地域をつくり、次世代に夢と希望をつなぐ安心・安全で豊かに暮らすことができるまちを目指しています。

本計画の“緑”は、安心・安全を支え、まちの魅力をつくり、人々の心を潤す緑として、未来へつないでいく大切な緑であり、次のような都市を目指します。

未来につなぐ緑の都市づくり

- 緑のネットワーク化が図られ、環境にやさしく美しいまちになっています。
- 緑の防災機能により、まちの安全性が高まっています。
- まとまりのある樹林地や農地などの民有地の緑が大切に保全されています。
- まちなかの緑化推進により、身近な場所に花や緑があふれています。
- 中心市街地や駅周辺などの拠点の緑化が進み、魅力的なまちとなっています。
- 公園や緑地を、健康づくりや憩いの場、自然学習の場として、多くの市民が利用しています。
- リニューアルによって公園の魅力が増し、多くの市民が利用しています。また、バリアフリー化や安全性の向上が図られています。
- 美しいまちなみや公園・緑地づくりは、多くの市民や事業者の方々の活動によって支えられています。

現在の緑の基本計画 2017～2026

● 緑の配置方針

緑の将来像の実現に向けた緑地の基本的な配置方針を以下のとおりとし、本市の緑のあるべき姿を「緑の将来像図」として示します。

■安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

総合計画の土地利用構想における、**緩衝緑地ゾーン**、**居住ゾーン**、**農業緑地ゾーン**それぞれに**南北の緑の軸を設定**するとともに、この3本の軸をつなぐ東西の軸として都市計画道路やエコプロムナード等を位置付け、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図ります。

連続した緑を市内に効率的かつ効果的に配置していくことによって**緑のネットワークを形成**していくことで、良好な景観づくりや防災性の向上のほか、動物の移動経路や植物の種子の伝搬経路となる緑の回廊*「コリドー」の形成などが図られます。

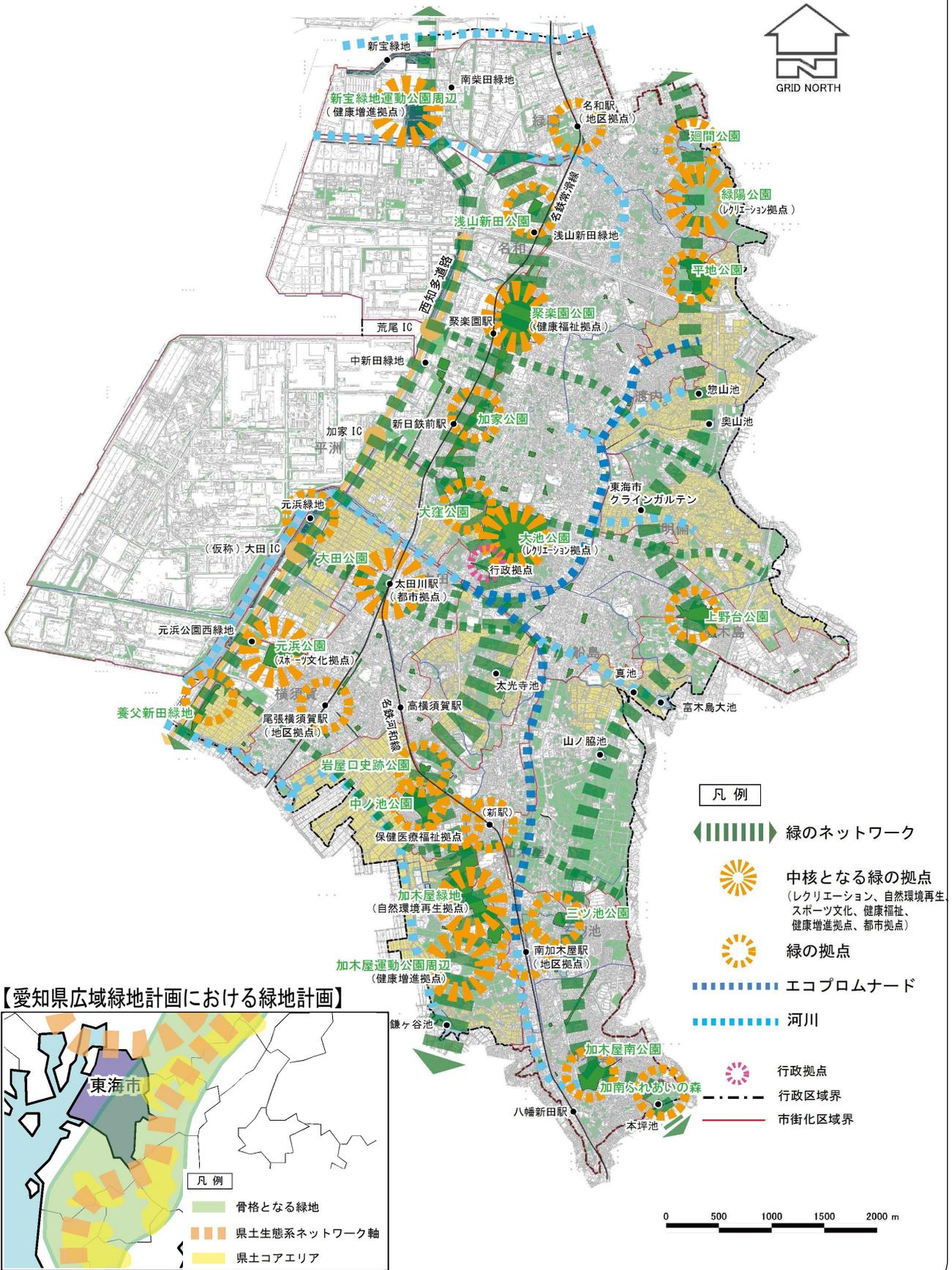
- ・**臨海部の産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンの間に位置する緩衝緑地ゾーン**には、緑の持つ4つの機能が充実した**環境保全林の整備**を推進し、隣接する臨港地区*内の緑地とともに臨海工業地帯と市街地等の分離遮断を図ります。
- ・**中央の居住ゾーン**には、東海緑地や加木屋緑地などの大規模な都市公園が整備され、また太光寺池や鎌ヶ谷池の周辺などに**まとまりのある自然林**が残っていることから、本市中央部を縦貫する緑の骨格軸として位置付け、保全や充実を図ります。
- ・**東部の農業緑地ゾーン**については、拠点となる都市公園の緑の充実を図るとともに、**丘陵地の山林や農地、点在するため池周辺の自然林などを保全**することによって緑のエッジとしての役割を持たせ、県土生態系ネットワーク軸へ繋がりをを持たせます。

■夢をつなぐ 花と緑があふれる都市づくり

- ・太田川駅周辺の都市・交流機能が集積する都市拠点や、その他主要駅周辺の地区拠点、新駅周辺など、居住人口の増加や産業用地の供給を図っていく地区を中心に、街路樹や公園・緑地の整備などによって**身近な場所に花や緑があふれるまちづくり**を推進します。
- ・都市拠点やレクリエーション拠点、健康福祉拠点、健康増進拠点などを「中核となる緑の拠点」に位置付け、レクリエーション機能などの緑の持つ様々な機能が多面的に発揮された空間づくりに取り組みます。また、**「緑の拠点」における緑の充実**を図ります。
- ・平洲と大仏を訪ねる花の道やエコプロムナードなどの散策路を、誰もが利用しやすいように整備することによって、駅と公園、観光資源*などを線でつなげ、自家用車に過度に頼らないで暮らせる**環境にやさしい都市づくり**や、市民の**健康で元気な暮らしを支える都市づくり**を推進します。

現在の緑の基本計画 2017~2026

● 緑の将来像図



● 基本方針

1 安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

- 市民の生活にとって欠かせない存在の緑に連続性を持たせる“緑のネットワークづくり”を進めることで、緑の持つ多機能性を効率的かつ効果的に発揮させ、市民の安心をつなぎます。

2 夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり

- 将来にわたって活力あふれ持続可能な都市をめざしながら、市民一人ひとりが生活の豊かさを感じ、いきいきと快適に暮らせる“花と緑あふれる都市づくり”を進め、未来へと夢をつなぎます。

3 ひとをつなぐ 花と緑のまちづくり

- “緑のネットワークづくり”や、“花と緑あふれる都市づくり”をより効果的に進めるために、多くの市民やNPO法人、民間事業者など、多様な主体との連携を図った協働・共創による“花と緑のまちづくり”を進め、市民一人ひとりの豊かな心をつなぎます。

● 施策の方向と展開

1

○本市の骨格を担う緑の軸(南北軸)の形成

本市の骨格を担う緑のネットワークとして、南北の3本の緑の軸を位置づけ、環境保全林の計画的な整備、大規模な都市公園の緑の充実、ため池周辺等の樹林地や農地の保全などによって、緑の連続性を確保するとともに充実を図ります。

- ◆西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
- ◆都市公園の緑の充実
- ◆ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全
- ◆まとまりのある農地の保全



○緑の南北軸をつなぐ東西軸の形成

本市の3本の緑の骨格軸(南北軸)をつなぐ東西の軸を充実させることによって、より有機的な緑のネットワークの形成を図ります。

- ◆街路樹等の整備と保全



○防災機能を持つ緑の空間の充実

公園・緑地などの緑のオープンスペースが果たす防災機能に着目し、安心・安全なまちづくりを進めます。

- ◆緑のオープンスペースの確保



2

○本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくり

東海市ならではの歴史・文化・風土といった特色を大切にしながら、市民が誇れるような都市公園などの緑の空間を整備し、未来へとつなげていくため、本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくりを推進します。

- ◆利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備
- ◆歴史や文化を活用した緑の空間の整備
- ◆自然とふれあえる場の提供
- ◆ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用



○身近な場所に花と緑があふれるまちづくり

身近な場所に花と緑があふれる美しく魅力的なまちを目指して、市内に花がいっぱい咲き誇るまちづくりや、駅周辺など都市の拠点を中心とした公共施設緑化、民有地の緑化を推進します。

- ◆花いっぱいのもちづくりの推進
- ◆都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進
- ◆民有地の緑の保全・創出



○心と体の健康づくりの場の創出

緑の持つ景観機能やレクリエーション機能の充実を図ることによって、市民が潤いや安らぎを感じながら、いきいきと元気に暮らすことができるまちづくりを推進します。

- ◆緑の中を快適で安全に散策できる散策路の整備
- ◆心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実



○緑の適正な維持管理

公園・緑地や街路樹などの緑を適正に維持管理し、安全性の確保のほか、施設の快適な利用や魅力向上を図ります。

- ◆長寿命化計画に基づく計画的な施設改修
- ◆公園緑地や街路樹等の適正な維持管理

3

○多様な主体による花と緑のまちづくりの推進

市民やNPO法人、企業など、多様な主体の方々と連携することによって、より充実した花と緑のまちづくりが推進できるよう取り組みます。

- ◆市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり
- ◆市民参加による緑化事業の推進
- ◆緑に関する情報発信
- ◆緑に関する学習の推進



3 緑の基本計画の改定に向けて

現行計画の達成度を検証しながら、将来像や基本方針、施策の方向などを継承することを基本として改定を行います。

東海市の緑を取り巻く社会環境の変化に対応し、国の「緑の基本方針（案）」や上位・関連計画との整合を図るとともに、本市の緑の現況調査結果や市民意識の把握に努めながら、課題を整理した上で、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年で改定作業を行います。

【改定作業スケジュール（案）】

年 度	作 業	内 容（予定）
令和6年度 (2024年度)	調査準備	<ul style="list-style-type: none">・先進事例調査・台帳整理（都市公園、緑地、街路樹、公共施設緑地、保全地区、民有地緑地等）・計画の骨子作成
令和7年度 (2025年度)	現況調査	<ul style="list-style-type: none">・上位・関連計画の整理・緑の現況調査（緑被率調査）・現行計画の達成度検証・市民意識調査・課題の整理・基本方針の検討・策定委員会準備
令和8年度 (2026年度)	計画策定	<ul style="list-style-type: none">・<u>策定委員会（第1回）</u>・目標の設定・施策の検討・計画の進行管理の検討・計画書（素案）の作成・<u>策定委員会（第2回）</u>・<u>パブリックコメント</u>・<u>策定委員会（第3回）</u>・計画書とりまとめ

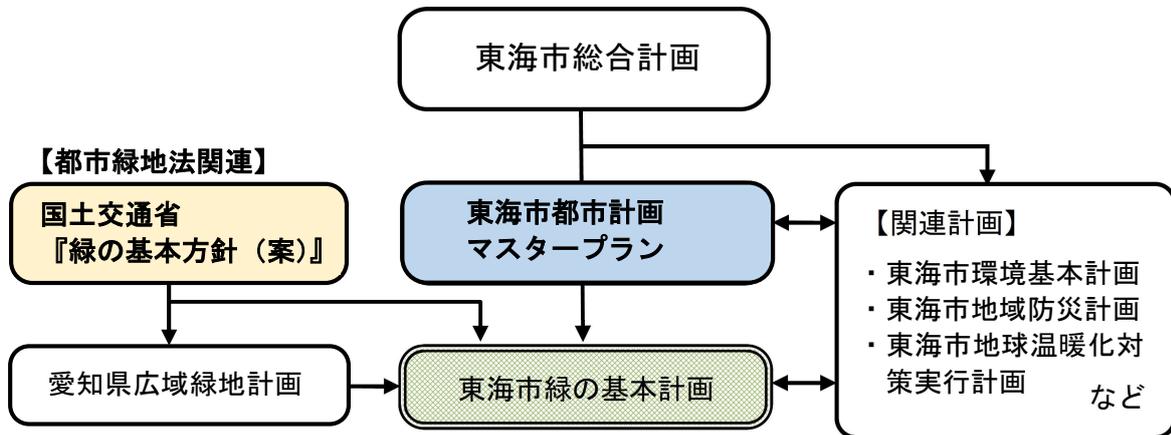
市民の幅広い意見を反映させながら、計画の改定を進めます。

【市民意見の反映】

- ① 市民意識調査（総合計画アンケート結果等を活用）
- ② 策定委員会（学識経験者、農・商工業関係者、市民公募、県）
- ③ パブリックコメント

4 上位・関連計画

東海市緑の基本計画は、上位計画である「東海市総合計画」に即し、「東海市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、都市緑地法に基づく国土交通省『緑の基本方針』や愛知県広域緑地計画のほか、東海市環境基本計画など本市の関連計画との連携が図られた計画とします。



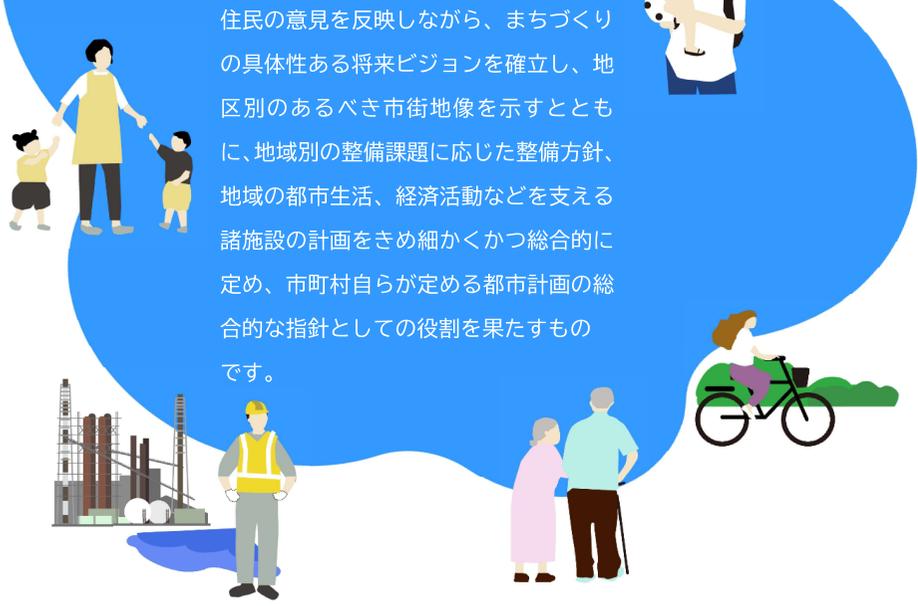
(1) 国土交通省『緑の基本方針(案)』(令和6年10月)

項目	内容
将来的な都市のあるべき姿	人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出させ、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指す ・基本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す ①人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市(自然再興) ②環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市(吸収源対策) ③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市(幸福、快適)
計画の連携	<p>計画の連携のイメージ(黒字:既存、赤字:新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。 ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。 ・市区町村が、各種制度や補助等の多様な手段を効果的に活用するとともに、住民等と相互に協力し、計画的かつ積極的に緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を講じていくための基本計画を策定。

東海市都市計画マスタープラン（令和6年3月）

項目	内容										
目標年次	令和25年度（2043年度）										
理念	ともしながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい										
土地利用 の構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 居住ゾーン </td> <td> 位置づけ 産業ゾーン及び緩衝ゾーンを除く市街化区域 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地・周辺市街地（既成市街地周辺部）・郊外部住宅団地において、それぞれの地域特性を踏まえつつ、住居系土地利用を主体とした土地利用を展開し、市民の快適な暮らしを支える良好な居住環境を創出する。 ・ 南海トラフ地震やそれに伴う津波などに対するハード面・ソフト面での対策により、安心・安全で心地よく暮らせる居住環境の形成を図る。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 緩衝ゾーン </td> <td> 位置づけ 産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンを共生させる広域交流施設や研究開発施設、物流団地、都市計画緑地、農地など 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な操業環境と快適な居住環境の双方を確保する重要な機能を果たすゾーンとして、その保全及び整備を図る。 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 農業緑地ゾーン </td> <td> 位置づけ 市域東部に広がる丘陵地の山林や農地 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山林や農地は、自然環境や都市景観に加え防災上非常に重要な機能を担うことから、その保全・活用を図る。 ・ 農業緑地ゾーンに点在する既存集落地は、現在の土地利用を維持するとともに、自然環境と調和しつつ居住環境の向上を図る。 </div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 新市街地候補ゾーン <住居系> </td> <td> 位置づけ 市街化調整区域のうち都市拠点・広域交流拠点、保健医療福祉拠点周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の周辺という立地特性を踏まえ、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな居住や生活サービス施設、交流施設などの立地を誘導し、計画的に住居系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた住居系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で鉄道駅周辺や市街化区域に隣接した区域も候補とする。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 新市街地候補ゾーン <産業系> </td> <td> 位置づけ 市街化調整区域のうち（都）西知多道路IC周辺及び（都）伊勢湾岸道路大府IC周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通体系の利便性を生かし、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな産業の立地を誘導し、計画的に産業系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ 産業系の新市街地候補ゾーンの一部は、緩衝ゾーンとしての役割もあることから、（都）西知多道路IC周辺における市街地形成に当たっては一定水準の緑地を確保するなどにより緩衝機能の確保に努める。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた産業系市街地の拡大が必要な面積の範囲内でIC周辺や幹線道路の沿線も候補とする。 </td> </tr> </table>	居住ゾーン 	位置づけ 産業ゾーン及び緩衝ゾーンを除く市街化区域 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地・周辺市街地（既成市街地周辺部）・郊外部住宅団地において、それぞれの地域特性を踏まえつつ、住居系土地利用を主体とした土地利用を展開し、市民の快適な暮らしを支える良好な居住環境を創出する。 ・ 南海トラフ地震やそれに伴う津波などに対するハード面・ソフト面での対策により、安心・安全で心地よく暮らせる居住環境の形成を図る。 	緩衝ゾーン 	位置づけ 産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンを共生させる広域交流施設や研究開発施設、物流団地、都市計画緑地、農地など 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な操業環境と快適な居住環境の双方を確保する重要な機能を果たすゾーンとして、その保全及び整備を図る。 </div>	農業緑地ゾーン 	位置づけ 市域東部に広がる丘陵地の山林や農地 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山林や農地は、自然環境や都市景観に加え防災上非常に重要な機能を担うことから、その保全・活用を図る。 ・ 農業緑地ゾーンに点在する既存集落地は、現在の土地利用を維持するとともに、自然環境と調和しつつ居住環境の向上を図る。 </div>	新市街地候補ゾーン <住居系> 	位置づけ 市街化調整区域のうち都市拠点・広域交流拠点、保健医療福祉拠点周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の周辺という立地特性を踏まえ、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな居住や生活サービス施設、交流施設などの立地を誘導し、計画的に住居系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた住居系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で鉄道駅周辺や市街化区域に隣接した区域も候補とする。 	新市街地候補ゾーン <産業系> 	位置づけ 市街化調整区域のうち（都）西知多道路IC周辺及び（都）伊勢湾岸道路大府IC周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通体系の利便性を生かし、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな産業の立地を誘導し、計画的に産業系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ 産業系の新市街地候補ゾーンの一部は、緩衝ゾーンとしての役割もあることから、（都）西知多道路IC周辺における市街地形成に当たっては一定水準の緑地を確保するなどにより緩衝機能の確保に努める。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた産業系市街地の拡大が必要な面積の範囲内でIC周辺や幹線道路の沿線も候補とする。
	居住ゾーン 	位置づけ 産業ゾーン及び緩衝ゾーンを除く市街化区域 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地・周辺市街地（既成市街地周辺部）・郊外部住宅団地において、それぞれの地域特性を踏まえつつ、住居系土地利用を主体とした土地利用を展開し、市民の快適な暮らしを支える良好な居住環境を創出する。 ・ 南海トラフ地震やそれに伴う津波などに対するハード面・ソフト面での対策により、安心・安全で心地よく暮らせる居住環境の形成を図る。 									
	緩衝ゾーン 	位置づけ 産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンを共生させる広域交流施設や研究開発施設、物流団地、都市計画緑地、農地など 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な操業環境と快適な居住環境の双方を確保する重要な機能を果たすゾーンとして、その保全及び整備を図る。 </div>									
	農業緑地ゾーン 	位置づけ 市域東部に広がる丘陵地の山林や農地 方針 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山林や農地は、自然環境や都市景観に加え防災上非常に重要な機能を担うことから、その保全・活用を図る。 ・ 農業緑地ゾーンに点在する既存集落地は、現在の土地利用を維持するとともに、自然環境と調和しつつ居住環境の向上を図る。 </div>									
	新市街地候補ゾーン <住居系> 	位置づけ 市街化調整区域のうち都市拠点・広域交流拠点、保健医療福祉拠点周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅の周辺という立地特性を踏まえ、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな居住や生活サービス施設、交流施設などの立地を誘導し、計画的に住居系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた住居系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で鉄道駅周辺や市街化区域に隣接した区域も候補とする。 									
新市街地候補ゾーン <産業系> 	位置づけ 市街化調整区域のうち（都）西知多道路IC周辺及び（都）伊勢湾岸道路大府IC周辺 方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通体系の利便性を生かし、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな産業の立地を誘導し、計画的に産業系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。 ・ 産業系の新市街地候補ゾーンの一部は、緩衝ゾーンとしての役割もあることから、（都）西知多道路IC周辺における市街地形成に当たっては一定水準の緑地を確保するなどにより緩衝機能の確保に努める。 ・ ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた産業系市街地の拡大が必要な面積の範囲内でIC周辺や幹線道路の沿線も候補とする。 										

都市計画マスタープランとは？



住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

法体系における位置付け

知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(知多都市計画区域マスタープラン)

東海市を含む知多都市計画区域の将来像を明確にするるとともに、その実現に向けての道筋を広域的な見地から明らかにした愛知県の方針

第7次東海市総合計画

計画的な行政運営を進める上での総合的な指針

東海市都市計画マスタープラン

全体構想 目指すべき将来像の実現に向けた個々の都市計画(将来の土地利用、都市施設の整備等)の大きな方針(都市づくり全体の道筋)を明らかにしたもの	地域別構想 区分した各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにしたもの
立地適正化計画 居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープラン	

- ### 関連計画
- 東海市公共施設等総合管理計画
 - 第2次東海市環境基本計画
 - 東海市地球温暖化対策実行計画
 - 東海農業振興地域整備計画
 - 東海市観光ビジョン
 - 東海市地域防災計画
 - 東海市地域強靱化計画
 - 東海市地域公共交通計画
 - 東海市総合交通戦略
 - 東海市空家等対策計画
 - 東海市建築物耐震改修促進計画
 - 東海市緑の基本計画 ほか

将来都市構造

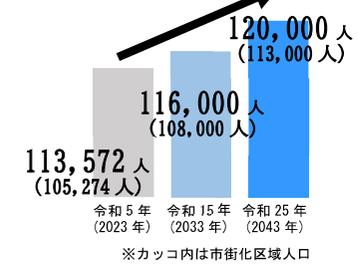
都市づくりの理念
**ともにつながり
 笑顔と希望あふれるまち
 とうかい**

将来都市構造図
 令和25年度(2043年度)

- 凡 例
- 市街化区域界
 - 居住ゾーン
 - 産業ゾーン
 - 新市街地模倣ゾーン(住居系)
 - 新市街地模倣ゾーン(産業系)
 - 緩衝ゾーン
 - 農業緑地ゾーン
 - 主要な公園・緑地
 - 鉄道・駅
 - 公共交通基幹軸
 - バス路線
 - 広域道路軸
 - 幹線道路軸
 - 都市拠点・広域交流拠点
 - 健康福祉拠点
 - 保健医療福祉拠点
 - 行政拠点
 - スポーツ文化拠点
 - 地域生活拠点(白抜きは構想)
 - 交通拠点
 - 交通軸
 - 生活圏



将来人口



将来土地利用フレーム

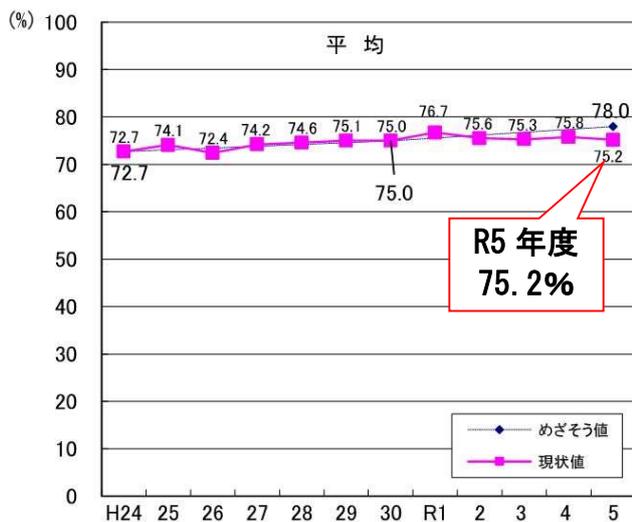
	令和15年(2033年)	令和25年(2043年)
拡大が必要な面積		
住居系市街地	約4ha	約74ha
産業系市街地	約80ha	約150ha

5 緑に関する市民の意識

令和6年（2024年）1月～2月に実施した「第6次東海市総合計画に関するアンケート調査」（満16歳以上の東海市在住者対象、発送数3,500件、回収数1,691件）において、公園緑地及び緑化に関する成果指標の意識傾向は以下のとおりです。

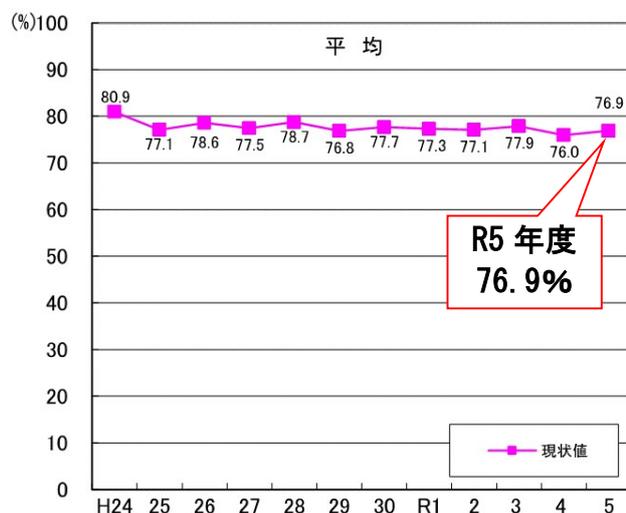
まちづくり指標43（問3-35） 花や緑が充実していると思う人の割合

	そう思う(%)	どちらかといえばそう思う(%)	どちらかといえばそう思わない(%)	そう思わない(%)	無回答(%)	合計(%)
合計	300 (17.7)	971 (57.4)	318 (18.8)	56 (3.3)	46 (2.7)	1,691 (100.0)



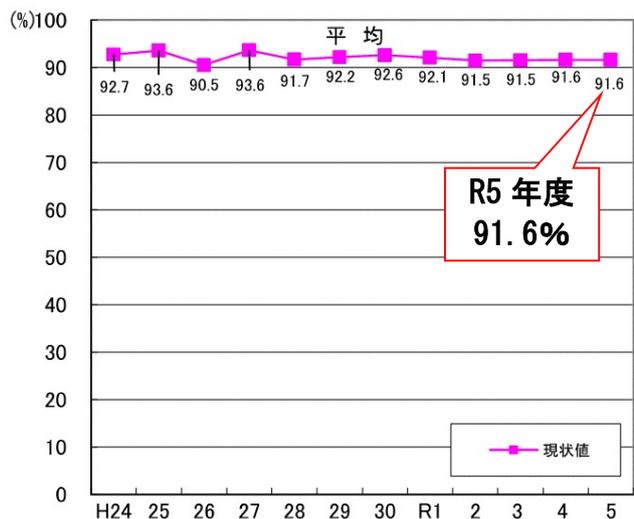
成果指標32-1-2（問2-8） まちに咲く花を目にして四季を感じている人の割合

	そう思う(%)	どちらかといえばそう思う(%)	どちらかといえばそう思わない(%)	そう思わない(%)	無回答(%)	合計(%)
合計	591 (34.9)	709 (41.9)	260 (15.4)	115 (6.8)	16 (0.9)	1,691 (100.0)

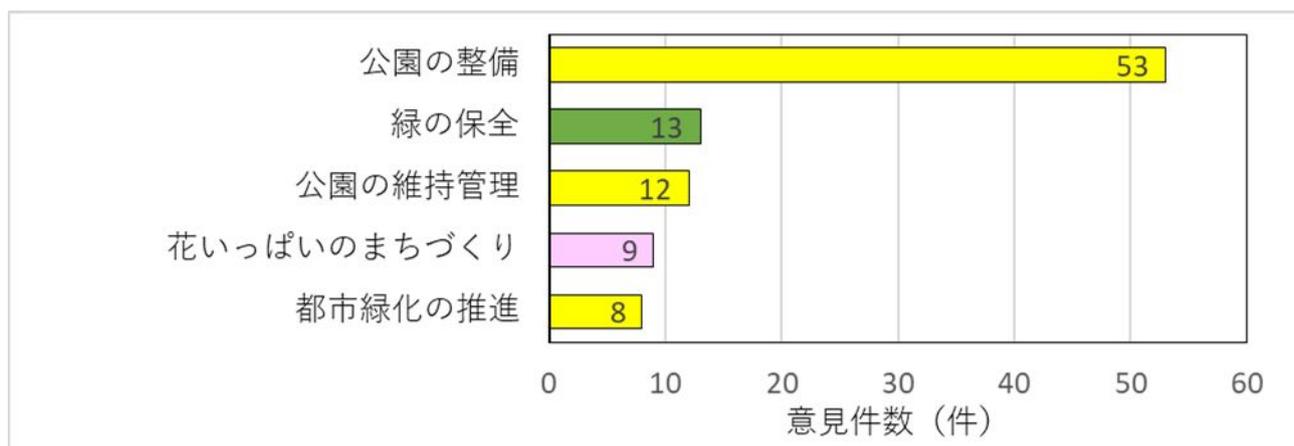


成果指標32-2-2（問2-9） 次世代に緑を残したいと感じている人の割合

	そう思う(%)	どちらかといえばそう思う(%)	どちらかといえばそう思わない(%)	そう思わない(%)	無回答(%)	合計(%)
合計	878 (51.9)	671 (39.7)	83 (4.9)	43 (2.5)	16 (0.9)	1,691 (100.0)

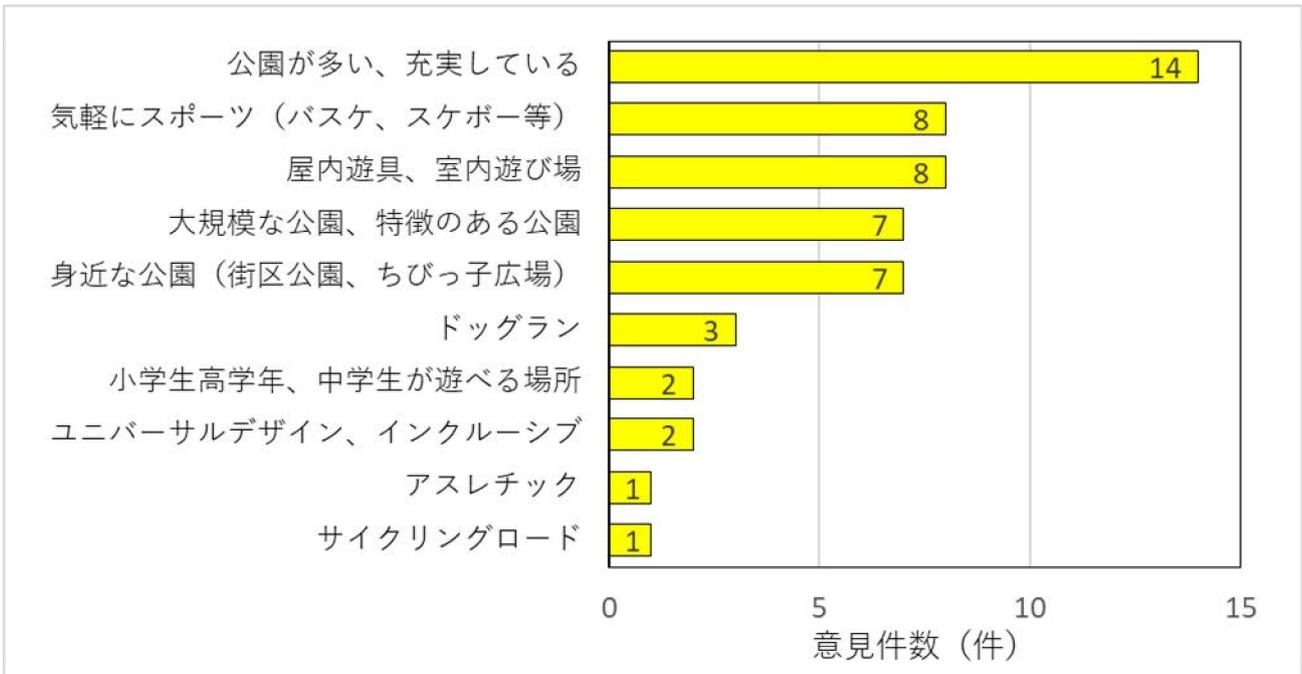


自由記述欄に記載のあった意見から、花と緑の推進課で独自に抽出した公園緑地及び緑化に関する意見は95件あり、その内訳は、「公園の整備」に関する意見が53件と最も多く、次いで「緑の保全」が13件、「公園の維持管理」が12件、「花いっぱいのまちづくり」が9件、「都市緑化の推進」が8件となっています。



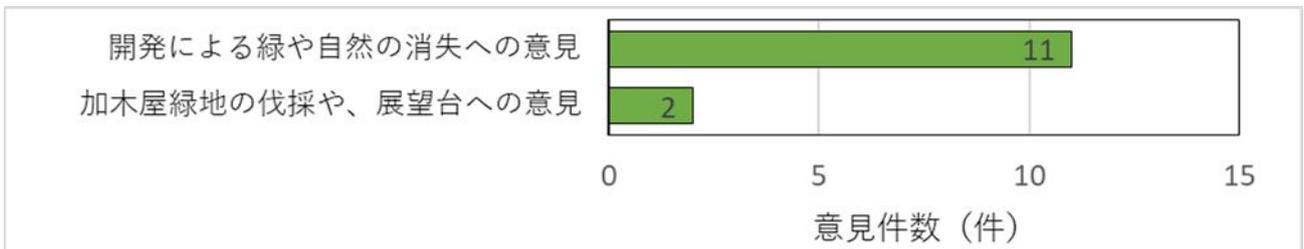
(1) 公園の整備に関する意見 (53件)

「東海市は公園が多い、充実している」という肯定的な意見が最も多く14件、次いで、「屋内遊具、室内遊び場」と「気軽にスポーツできる場所（バスケット、スケボー等）」がそれぞれ8件、「大規模な公園、特徴のある公園」と「身近な公園（街区公園、ちびっ子広場等）」がそれぞれ7件となっており、その他、少数意見がありました。



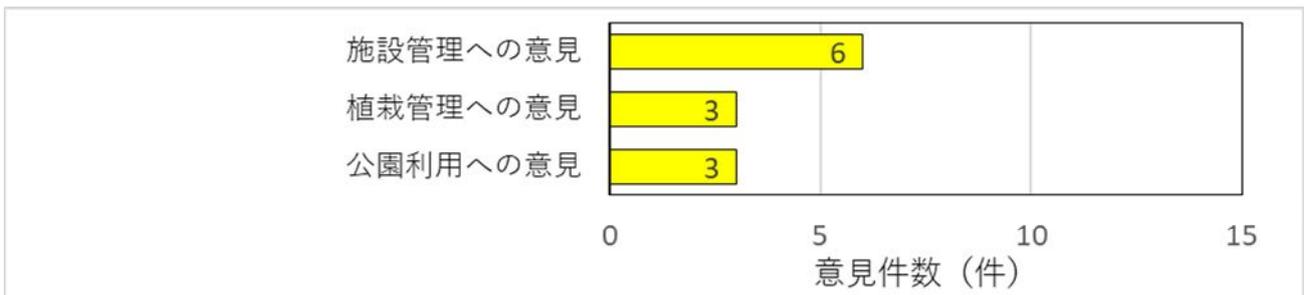
(2) 緑の保全に関する意見 (13件)

市内全般の「開発による緑や自然の消失への意見」が11件、その他、自然環境再生拠点である「加木屋緑地の伐採や、展望台整備への意見」が2件ありました。



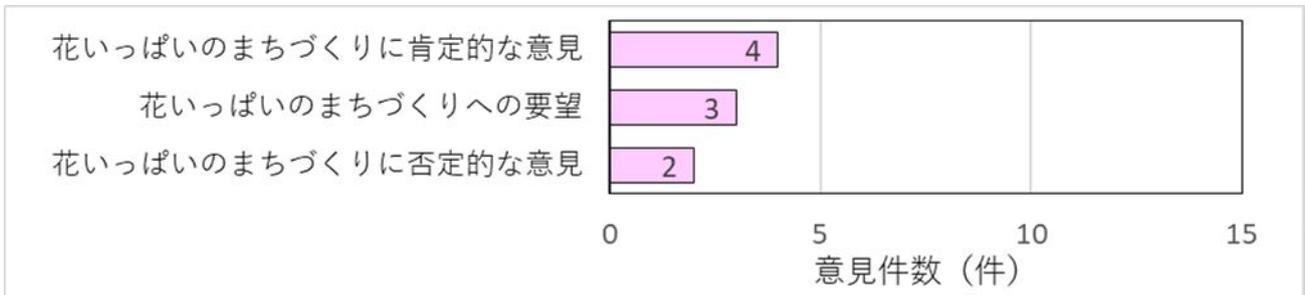
(3) 公園の維持管理に関する意見 (12件)

「施設管理」への意見が最も多く6件、次いで、「植栽管理」と「公園利用」に対する意見がそれぞれ3件ありました。



(4) 花いっぱいのもちづくりに関する意見 (9件)

花いっぱいのまちづくりに関する肯定的な意見が4件、要望が3件、否定的な意見が2件ありました。



(5) 都市緑化の推進に関する意見 (8件)

街路樹、日陰、まち中の緑に関する意見が6件、民有地の緑化に関する意見が2件ありました。



6 課題の整理

東海市を取り巻く社会状況の変化、上位・関連計画、市民意識などから抽出される課題を整理すると、次期緑の基本計画の改定に向けて重点的に取り組むべき課題としては、以下のものが考えられます。

【重点課題】

課題①：本市の骨格を形成する緑のネットワークやふるさとの自然環境の保全

- ・保全地区・保存樹木の指定の促進（市の広報やホームページによる周知、募集等）
- ・保全すべき地区や樹木の把握（自然環境調査、土地利用及び保全計画との調整等）
- ・維持管理への支援強化（樹木医診断、病虫害予防対策、森林環境譲与税の活用等）
- ・担保性や永続性を高めるための制度の活用（保全配慮地区、特別緑地保全地区等）

課題②：魅力にあふれ、誰もが利用しやすく、安全安心な公園づくり

- ・市民ニーズに対応し、魅力あふれる公園の整備及び管理運営（民間活力の活用等）
- ・公園施設及び樹木の老朽化対策や、機能の増進、景観の向上等を考慮した維持管理

課題③：身近な場所に緑があり、Well-being（幸福、快適）が実感できるまちづくり

- ・民有地の緑化推進（法制度や助成制度を活用した市街地の緑化誘導・支援 等）

課題抽出図

